

福岡県公報

令和6年7月23日
第 515 号

目次

告示 (第447号 - 第452号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	3
○一般競争入札の実施	(教育庁施設課)	4
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○市の換地処分	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	9
○有明海の再生に関する福岡県計画の変更	(漁業管理課)	10
○令和6年度福岡県家畜講習会の開催	(畜産課)	10

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課)11

告 示

福岡県告示第447号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡県道		前原線	前	糸島市南風台一丁目121番先から 糸島市南風台一丁目117番先まで	18.0 ～ 18.0	80.9
			後	糸島市南風台一丁目121番先から 糸島市南風台一丁目117番先まで	18.0 ～ 31.0	80.9

福岡県告示第448号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年7月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

福 岡	前 原 線 富 士	糸島市南風台一丁目121番先から 糸島市南風台一丁目117番先まで
-----	--------------	--------------------------------------

福岡県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年7月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	筑 前 植 木 線 停 車 場	直方市大字植木1067番17先から 直方市大字植木3287番81先まで

福岡県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	大牟田 川 副 線	前	大川市大字大野島1495番3先から 大川市大字大野島1503番3先まで	10.2 ～ 12.8	85.2
			前	大川市大字大野島1103番1先から 大川市大字大野島1503番3先まで	10.2 ～ 43.1	564.2

			後	大川市大字大野島1495番3先から 大川市大字大野島1503番3先まで	10.2 ～ 12.8	85.2
			後	大川市大字大野島23番1先から 大川市大字大野島1503番3先まで	10.2 ～ 49.0	1345.4

福岡県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	新吉富 豊 前 線	前	豊前市大字六郎346番6先から 豊前市大字市丸11番1先まで	10.2 ～ 30.6	498.4
			後	豊前市大字六郎346番6先から 豊前市大字市丸11番1先まで	10.2 ～ 23.9	498.4

福岡県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年7月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	新吉富 豊 前 線	豊前市大字六郎346番6先から 豊前市大字六郎352番1先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
マイクロソフトライセンス売買契約
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並び

に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（434円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年8月9日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受けるライセンスの調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

マイクロソフトライセンス売買契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による

(3) 履行期限

令和6年9月30日（月曜日）

(4) 履行場所

入札仕様書による

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和6年9月2日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	07	ソフトウェア開発	AA

(2) 当該ライセンスを迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入するライセンスに係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）

（FAX）092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和6年7月23日（火曜日）から令和6年8月16日（金曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。（ただし、令和6年8月16日（金曜日）のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付する。）

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和6年9月2日（月曜日）午前10時30分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁教育総務部別室

(2) 日時

令和6年9月2日（月曜日）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Microsoft software license sales
- (2) Time Limit of Tender :
10 : 30 A. M. on September 2, 2024
- (3) Contact Point for the Notice :
Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office 7 - 7, Higashikoen,
Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan
TEL 092 - 643 - 3880

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和6年7月2日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
コスタ行橋2期工事 行橋市西泉六丁目2827番1外40筆	コスタ行橋（ウエスト） 行橋市西泉六丁目2827番1外40筆

- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号	株式会社加治興産 代表取締役 加治敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号
株式会社加治興産 代表取締役 加治敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号	株式会社ハローデイホールディングス 代表取締役 加治敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号
株式会社ハローデイホールディングス 代表取締役 加治敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号	株式会社ハローデイホールディングス 代表取締役 加治敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号 外1者

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 外2者	株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602-1 外3者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和6年7月3日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
スーパーセンタートライアル飯塚庄内店 飯塚市有安字紫原719番2外	スーパーセンタートライアル飯塚庄内店 飯塚市有安字紫原719番2外

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年7月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 コスタ行橋（ウエスト）

(2) 所在地 行橋市西泉六丁目2827番1外40筆

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
A棟南東側	55	A棟南東側	45
A棟北東側	35	A棟北東側	15
B棟北東側	65	B棟北東側	65
C棟北東側	30	C棟北東側	30
-	-	C棟北側	30

合計	185	合計	185
----	-----	----	-----

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
A棟南西側	52.5	A棟南西側	52.5
A棟西側	66.5	A棟西側	66.5
B棟西側	31.5	B棟西側	31.5
C棟北西側	63.0	C棟北西側	63.0
-	-	D棟北側	31.5
合計	213.5	合計	245.0

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
A棟内南西側	5.76	A棟内南西側	5.76
A棟内西側	12.24	A棟内西側	12.24
B棟西側	4.87	B棟西側	4.87
C棟内北西側	15.16	C棟内北西側	15.16
-	-	D棟東側	2.19
合計	38.03	合計	40.22

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻

株式会社しまむら	午前10時00分	午後8時00分	午前10時00分	午後8時00分
株式会社ゲオ	午前10時00分	午後10時00分	午前10時00分	午後10時00分
株式会社ドン・キホーテ	24時間		24時間	
株式会社ワークマン	-	-	午前10時00分	午後8時00分

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設No.1	24時間	荷さばき施設No.1	24時間
荷さばき施設No.2	24時間	荷さばき施設No.2	24時間
荷さばき施設No.3	午前6時00分から 午後11時00分	荷さばき施設No.3	午前6時00分から 午後11時00分
荷さばき施設No.4	24時間	荷さばき施設No.4	24時間
-	-	荷さばき施設No.5	24時間

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町江浦字礎587番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
柳川市七ツ家76番地22
有限会社アキメディカル
代表取締役 山本 晶弘

公告

市町村から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24

年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の 事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
朝倉市	朝倉市須川・菱野 (妙見川上中流域地区)	令和6年6月24日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
耳納山麓土地改良区	令和6年7月11日

公告

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則案について、令和5年12月26日から令和6年1月26日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和6年7月19日に公布しました。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

環境部自然環境課自然公園係

電話：092-643-3369

メールアドレス：skoen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和6年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和6年7月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の修得を図る。

2 講習の対象者

家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

3 開催日時及び場所

日 時		場 所
令和6年10月1日（火曜日）	午前9時00分～ 午後5時00分	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁地下1階行政2号会議室
令和6年10月2日（水曜日）	〃	

4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4

家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6
----------------	---

5 受講手続

(1) 提出書類

受講を申し込む者は、次の書類を提出すること。

なお、この申込みは福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

ア 家畜商講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

必要事項を記入し、写真（申込前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を所定の位置に貼付すること。

イ 6の講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写し

(2) 提出先

福岡県農林水産部畜産課中小家畜係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) 提出期限

令和6年9月2日（月曜日）必着

(4) 受講申込書の配付

農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所で配付する。

(5) 受講手数料

3,100円（福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済によること。）

講習会第1日目の受付手続時に支払うこと。

(6) 講習会の受付

講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までに受付手続を済ませること。

なお、講習会開始後は受け付けない。

6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し、提出すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 受講者は、筆記用具を持参すること。
- (2) 講習会で使用するテキスト「家畜取引の知識改訂版」（3,500円）は、講習会当日に講習会会場受付においてあっせんする（支払いは、現金に限る。）。
- (3) 受講手続その他の手続についての問合せは、農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

監査委員

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査の結果（令和6年3月26日5監総第936号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月23日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	原中誠志

6保総第694号
令和6年7月5日

福岡県監査委員 塩川正一 殿
同 同 利洋行 殿
同 同 森行一 殿
同 同 原中誠志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 田川保健福祉事務 所	庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、消費税及び地方消費税並びに大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過大となっていた。	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者及び上司は、電気料金の大規模割引などがあった場合、庁舎等維持負担金への影響を必ず「公有財産事務の手引」で確認し、不明な点は制度所管課へ確認するとともに、確認した内容を「公有財産事務の手引」に追記し、所内で共有する。 ・ 担当者及び上司は、調定の決裁の際、誤りがないか「公有財産事務の手引」により再確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

注意事項に対する措置

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。	<p>本庁の制度所管課は、出先機関の返還金の担当者を対象とした会議を開催し、各事務所の返還金収納状況、現在の課題や取組事例等を情報共有し、収入未済の解消について協議した。</p> <p>また、出先機関に対し、所内関係部署の連携強化及び収入未済解消対策会議を開催するよう指導した。</p> <p>出先機関の所属長は、「生活保護費返還金・徴収金収入未済解消対策会議」において、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに年金等を受給する場 合など確実に返還金の発生 が見込まれる場合には、受領 後速やかに一括して返還す るよう指導を行う。 生活保護を受給中の滞納者 に対しては、滞納者情報や債 務者リストを共有するなど 返還金の担当者とケースワ ーカーが連携し、ケースワー カーの訪問等を活用して催 告を行い、一括返還が困難な 者に対しては、履行延期申請 の指導を行う。 生活保護を受給していない 滞納者に対しては、返還金の 担当者が文書、電話及び訪問 により、納入の催告、債務残 高の通知及び履行延期の申 請の指導を行う。 債務者の死亡後は、戸籍等

		<p>調査により相続人を特定し、返還を求めらる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返還金の担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに収入未済に係るリスク対応策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
<p>庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過大となっていた。</p>	<p>庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過大となっていた。</p>	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者及び上司は、庁舎等維持負担金算定の際に「公有財産事務の手引」を確認し、算定方法に誤りがないか確認する。 ・ 担当者及び上司は、算定基礎となる請求書等に新しい項目が記載されている場合は、その取扱いについて制度所管課を確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
<p>庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過小となっていた。</p>	<p>庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過小となっていた。</p>	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者及び上司は、庁舎等維持負担金算定の際に「公有財産事務の手引」を確認し、算定方法に誤りがないか確認する。 ・ 担当者及び上司は、算定基礎となる請求書等に新しい項目が記載されている場合

		<p>は、その取扱いについて制度所管課に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
<p>受託業務の前払金について、前払請求時に調定すべきところ、調定が遅延していた。</p>		<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当所属において、業務を受託する担当課の担当者及び上司は、受託契約や前払請求に係る決裁について、必ず総務課へ合議し、総務課は担当課の決裁文書の写しを求め、前払請求時に調定を行う。 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
<p>生活保護費のうち、令和5年6月分の医療移送費について、通院日数の訂正(4日から3日へ)により認定を変更した際、過払額(1日分)を差し引くべきところ、誤って3日分の医療移送費を生活保護電算システムに再度入力し、支給過大となっていた。</p>		<p>所属長は、副所長及び保護課職員に今回の誤りの内容を示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の対策を徹底することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当者は、保護変更申請書に基づいて、支給済の医療移送費を訂正する内容をケース記録に記載し、生活保護電算システムにて医療移送費の認定を変更し、保護決定調書を出力する。 <p>その後、当該保護決定調書とケース記録及び保護変更申請書を回議し、決裁を受け</p>

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 上司は、当該保護決定調書、ケース記録及び保護変更申請書を照合し、医療移送費の認定の変更が適正であることを確認する。・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
--	--	--

6福総第655号
令和6年7月3日

福岡県監査委員

塩川正一 殿
世利洋行 殿
森行一 殿
原中誠志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり、通知します。

注意事項に対する措置

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	児童措置 弁償金の収入未 済額が、前年度に比べて増加 している。	<p>本庁の制度所管課は、出先機 関の返還金担当者を対象とした 会議を開催し、児童措置弁償金 の収納状況、現在の課題や取組 事例を情報共有し、収入未済の 解消について協議した。</p> <p>出先機関の所属長は、所内の 係長以上を集めた会議で以下の 取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入担当者とケースワカ ーは、保護者情報の共有を密 にし、面談や訪問の際に催告 を行い、債務者と連絡がつか なくなったりした場合や債務者へ郵 送した文書が戻ってきた場合 は、速やかに状況を調査す る。 ・ ケースワーカーは、児童の 施設入所時に保護者に対し、 児童措置弁償金の負担につい て十分に説明する。 ・ 収入担当者及び上司は、債 務者に対し、年に複数回、文 書及び訪問による催告を行 う。 ・ 担当者及び上司は、内部統 制に係るリスク対応シートに 収入未済に係るリスク対応策 を追記し、これに基づき事務 処理を行う。

	<p>職員等食費納付金に係る調定について、金銭会計システムに二重に入力し、取消の入力を行っていないかった。なお、令和3年度にも同様の誤りがあったが、改善されていた。</p>	<p>所属長は、職員とともに改めて「よくある会計事務の間違い事例集」等を確認した。</p> <p>令和3年度にも同様の誤りがあったにも関わらず、改善されていないのは、誤りを受けて作成した再発防止策を実行していなかったことが原因である。</p> <p>所属長は、誤りが繰り返されていたこと及びその原因を示した上で、職員に以下の取組を徹底するよう指導した。また、今後同様の誤りを二度と繰り返さないよう、所属長自ら再発防止策を確実に実行する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 担当者及び上司は、金銭会計システムの操作について、疑義が生じた場合は、金銭会計システムマニュアルの確認、制度所管課への照会を行う。・ 担当者及び上司は、月次決算に係る歳入執行整理表と調定決議書を照合し、二重調定となっていないか確認するとともにその結果を所属長まで報告する。・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
--	--	---

	<p>一般廃棄物収集運搬請負契約において、運搬に係る費用の支出科目を通信運搬費（11節01）とすべきところ、その他役務費（11節03）としていた。</p>	<p>所属長は、職員とともに改めて「よくある会計事務の間違った事例集」等を確認するとともに、同様の誤りを繰り返さないため、職員に対し、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 担当者及び上司は、廃棄物に係る契約を締結する際には、支出負担行為の決裁時に、今回の誤りを記載した会計事務チェックシートを添付し、支出科目に誤りがないか確認する。・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
--	---	--